

三宮駅前 屋外広告物ガイドライン | 概要版 |

三宮駅前周辺では「デザイン都市・神戸」の玄関口にふさわしい景観づくりに官民一体となって取り組んでいます。屋外広告物の掲出の際は、事前協議をお願いします。

本編は
こちらから



目標

みなとまち神戸の玄関口にふさわしい景観を、住民、事業者、神戸市が一体となってつくり、育てる。

- 1 上品でおしゃれな賑わい景観
- 2 六甲山と海を感じる開放的な景観
- 3 楽しさと心地よさを感じさせるおもてなし景観

※ 三宮駅前景観形成連絡協議会は、三宮駅前周辺の地域団体で組織しています。

〔凡例〕

- : 対象区域
- : 駅前景観形成道路
- : 駅前景観形成道路に面する部分
- : 具体基準内規が適用される部分
- : その他の部分

区域図



事前協議等の流れ

事業者等

1 事前協議

事前協議
終了後

三宮駅前景観形成
連絡協議会

2 屋外広告物 許可申請

神戸市

対象行為

屋外広告物の新設・改修・デザイン変更

連絡先

合資会社ゼンクリエイト
藤本・根津
Mail : info@zencreate.com
TEL : 0798-37-1152

協議の時期

対象行為の内容が変更可能な時期

提出書類

- 付近見取図 (縮尺1/2500以上)
- 配置図 (縮尺1/300以上)
- 構造図 (縮尺1/300以上)
- 現況写真
- 完成予想図 (マンセル値を記載ください)
- 駅前ガイドラインチェックリスト

駅前ガイドライン
チェックリスト

■屋外広告物条例に基づく許可申請

道路管理課に提出してください。
※ 広告物の規格により不要となる場合もあります。
※ 許可申請時に景観チェックリストを添付してください。

屋外広告物許可申請
ホームページ

■景観計画による屋外広告物の表示等に関する行為の制限への適合

屋外広告物許可申請前にまち再生推進課と協議をお願いします。
制限の内容は景観チェックリストを参照ください。

景観チェックリスト

共通事項

| 主なガイドライン |

屋上広告物

建物ごとに広告物の集約を図ります

広告物を集約すれば、建物と広告物が共に引き立ちます



建物との一体化を図り、過度に大きくしません

建物と広告物を一体化させることにより、その両者が品位を備えることができます



商品名のみを強調したり、価格、サービス内容などの直接的な表現を避けます

営業内容を間接的に、有効に伝える広告物も工夫次第で可能です



建物壁面と調和した色彩とします

目立ちすぎる色づかいは、周囲との調和を乱します



六甲山への眺望に配慮した形態・色彩とします

背景の自然と調和し、それでも目を引く広告物は、工夫次第で可能です



窓面には掲出しません

窓は窓としての機能を持たせることが、建物として健全です



| ガイドライン & 具体基準 (内規) 一覧 |

三宮駅前屋外広告物ガイドライン		具体基準 (内規)
共通事項	意匠	●地区の特性にあった表示面のデザインとする ●六甲山への眺望に配慮した形態・色彩とする
	配置	●建物ごとに広告物の集約を図る
	内容	●公序良俗に反しない内容とする ●具体的な商品名や価格、サービス内容等の直接的な表現を避ける ●広告主が分からないような表現は避ける
	照明	●点滅式、高輝度照明を避ける
	音響	●大音量の音響を避ける ●具体的な商品名や価格、サービス内容等を過度に表現した音響を避ける
	映像	●具体的な商品名や価格、サービス内容等を過度に表現した映像広告を避ける ●高輝度の映像広告を避ける
	その他	●複数の広告物を掲出する場合、大きさや形状などのデザインを揃え、同時に、表示内容やベースカラーの共通化を図る
	型式別事項	屋上広告
壁面広告		●建物との一体化を図り、過度に大きくしない ●複数の壁面広告物を掲出する場合、できるだけ集約させる ●複数の壁面広告物を掲出する場合、大きさや形状などのデザインを揃える ●窓面には、掲出しない ●建物壁面と調和した色彩とする ●複数の壁面広告物を掲出する場合、表示内容やベースカラーの共通化を図る
突出広告		●建物との一体化を図り、過度に大きくしない ●複数の突出広告物を掲出する場合、大きさや形状などのデザインを揃える ●複数の内容をひとつの広告物に掲出する場合、その数を過度に多くせず、それぞれの表示内容の大きさや形状などのデザインを揃える ●建物と調和した色彩とする ●複数の突出広告物を掲出する場合、表示内容やベースカラーの共通化を図る
幕広告		●建物との一体化を図り、過度に大きくしない ●複数の幕広告物を掲出する場合、できるだけ集約させる ●複数の幕広告物を掲出する場合、大きさや形状などのデザインを揃える ●建物壁面と調和した色彩とする ●複数の幕広告物を掲出する場合、表示内容やベースカラーの共通化を図る
共通事項	共通事項	●赤系統R(レッド)/RP(レッドパープル)は彩度12以下とする(ただし、面積が盤面の3割以下であって、複数色(彩度0相当を除く)を使用していない場合は認める) ●緑系統G(グリーン)の彩度6以下とする ●黄系統Y(イエロー)は彩度10以下とする ※駐車場の広告物は別途基準を検討中 ※色彩の基準はマンセル値で表記
屋上広告	屋上広告	●建物高さの1/5以下、かつ、6m以下(ただし、建物高さ5m未満の建物の場合、意匠その他に配慮した広告物は最大1mまで緩和できる) ●建物外壁の面積の1/5以下 ●<自家用>建物幅と合わせる ●<自家用以外>広告物幅が広告物高さの2倍までの場合、建物幅と合わせる。2倍を超える場合、建物幅の4/5以下とする ●原則外壁意匠と一体的な盤面とする。外壁意匠と一体的にしない場合は、共通事項の「意匠」に掲げた基準に沿った盤面とする ●表示率は30%以下とする ※表示率：文字と商品等が盤面に占める割合
壁面広告	壁面広告	●同一側壁面積の1/5以下(広告物の合計) ●道路に面しない壁面には掲出しない(ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものを除く)
突出広告	突出広告	●1道路につき1個以下(ただし、建物の三階床高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の高さが1m未満のものは除く) ●掲出位置は、取り付け壁面の高さ以下とする。(道路上でないものも含み、すべての突出広告物について)広告物の下端が地上2.5m以上とする ●広告物の幅は1m以下、かつ建物からの突出幅は1.2m以下 ●20m以下
窓内広告	窓内広告	●原則的に避けるよう努める
のぼり立看板	のぼり立看板	●路上への立看板・のぼり等は原則的に設置しない